

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局クルーズ・交流課		093-321-5939			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務 (令和6年3月分)	一般社団法人 北九州港振興協会	2,335,905	令和6年3月19日	本業務は、クルーズ船の安全で円滑な受入体制の整備と、船社のニーズに合わせた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。一般社団法人 北九州港振興協会は、これまでのクルーズ船の受入業務を通じて、国等の機関や港湾関係機関と緊密なネットワークを有しており、専門性や特殊性が高い北九州港域内の関係機関への許可申請や説明等を滞りなく進めることが可能である。 また、クルーズ船受入に関する業者の選定について、令和4年3月に応募要件等を明示した上で、広く参加者を募り参加の有無を確認する公募の手続きを行ったが、参加を申し出る他の事業者はいなかったことから、本業務を履行可能な事業者は一般社団法人 北九州港振興協会のみと判断し、特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第2号	2,335,905	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
P C B 廃棄物処分業務委託	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1,170,400	令和5年10月10日	本業務は、港湾施設に保管しているポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という）廃棄物を、安全かつ適正に処分を行うものである。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）及びP C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、P C B 廃棄物の保管事業者は、自ら処分を行うか、廃棄物処理法に基づく許可業者に処分を委託しなければならない。 P C B 廃棄物を委託処分できる処分業者は、全国で当該業者のみであるため、特命とする。	自治法 施行令 第2号	1,211,056	
響灘2号クレーン老朽度調査業務委託	住友重機械搬送システム株式会社	12,078,000	令和6年1月4日	本業務は、ひびきコンテナターミナルに設置された響灘2号クレーンについて、一般定期点検診断では実施しない、詳細な定期点検診断を行うものである。主たる内容は、外観点検、疲労損傷度解析であり、クレーン主要構造部に歪みゲージを取り付け、荷役中を含む一定期間の応力度を計測し、当初設置時と比較した疲労損傷度の解析、及び構造診断を行う。そのため、クレーンを熟知し、設置当初の構造計算も理解しているメーカーでしか解析及び診断を行うことができない。よって、調査対象クレーンの設計製造メーカーである住友重機械搬送システム（株）に業務を委託するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
港湾施設使用許可等電子決裁にかかる帳票PDF化業務委託	九州INSソリューションズ株式会社	3,239,500	令和6年1月17日	本業者は、港湾情報システムの開発・改修・保守業務を受託している業者である。 本業務は、海務情報システムにおける使用許可等電子決裁に係る業務ペーパーレス化のため、申請情報等の帳票をP D F 化し、文書管理システムの電子決裁の添付ファイルとして使用できるよう改修を行うものであり、特命とするもの。	自治法 施行令 第6号	3,271,510	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
田野浦3, 4, 5号岸壁受電所UPS更新	三菱電機システムサービス株式会社 九州支社	9,233,400	令和6年1月30日	本業者は令和元年度より更新した監視システムを受注・施工した業者である。 監視システムは本市の使用方法に合わせて各機器の設定を行っている。 さらに監視システムの機密保持の観点から、他社に本業務を委託することはできないため、特命とするもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
監視カメラシステム保守点検業務委託②	三菱電機システムサービス株式会社 九州支社	7,333,700	令和6年1月30日	本業者は令和元年度より実施している監視カメラシステム更新事業を受注・施工した業者である。 当該監視カメラシステムは港湾施設の保安対策を目的としており、危機管理の観点から、システムに故障等が生じた場合は、極めて迅速な対応が求められる。 機器の設置と保守点検業務は密接不可分の関係であり、故障等発生時に速やかな復旧が出来なければ、監視業務の目的を達成することができないため、他社に本業務を委託することは極めて困難であり、特命とするもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
港湾保安対策用監視カメラシステム保守点検業務委託	オーテック電子株式会社	1,071,400	令和6年2月19日	本業者はひびきコンテナターミナルに導入した監視システムを提案・受注・施工した共同企業体の構成員として、システムの制御部分を担当していた西華産業㈱から引継ぎを受けた業者である。 当該監視カメラシステムは港湾施設の保安対策を目的としており、危機管理の観点から、システムに故障等が生じた場合は、極めて迅速な対応が求められる。 機器の設置と保守点検業務は密接不可分の関係であり、故障等発生時に速やかな復旧が出来なければ、監視業務の目的を達成することができないため、他社に本業務を委託することは極めて困難であり、特命とするもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
国際海上VHF無線電話通信業務	株式会社東洋信号通信社	19,705,197	令和6年3月29日	本業務は、港湾法に基づき、港務通信施設を使用して船舶の離着岸の役務を提供するものである。 委託先については、北九州港、下関港、福岡港(苅田港)、関門水先区水先人会、及び内海水先人会の5者協議で決定している。海上無線通信士の資格を持ち、英語通信能力および港湾関係の専門知識を備えた社員を多数確保し、内外船舶からの呼び出しに24時間365日対応可能な体制が必要となり他社での実施は困難であるため、特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
行き会い調整・動静監視業務	株式会社東洋信号通信社	単価契約 響灘地区クルーズ船入港 71,500円/回 ほか	令和6年3月29日	本業者は、国際海上VHF無線電話通信業務を受託している会社である。 本業務は、航路内での、船舶(外国及び内国船)等の行き会い(通航)調整と動静監視(船舶への情報提供、注意喚起)を行う業務で上記業務と密接不可分である。また、専門性(船舶動静情報、港湾施設情報の把握)、24時間365日対応可能な体制が必要となり他社での実施は困難であるため、特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約 予定総額 2,994,530円
バース指定業務	株式会社東洋信号通信社	33,183,979	令和6年3月29日	本業者は、国際海上VHF無線電話通信業務を受託している会社である。 本業務は、船舶(外国及び内国船)等からのバース(岸壁)指定(許可)を行う業務であり、上記業務と密接不可分である。また、専門性(船舶動静情報、港湾施設情報を把握)、24時間365日対応可能な体制が必要となり他社での実施は困難であるため、特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
北九州港保安対策船舶通信業務	株式会社東洋信号通信社	8,586,810	令和6年3月29日	本業者は、国際海上VHF無線電話通信業務を受託している会社である。 本業務は、国際船舶・港湾保安法に基づき、船舶(外国船)の保安に関する通信を行う業務であり、上記業務と密接不可分である。また、専門性(船舶動静情報、保安措置情報の把握)、24時間365日対応可能な体制が必要となり、他社での実施は困難であるため、特命とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局港営課		093-321-5932			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州港保安対策スポット警備委託業務	第一警備保障株式会社	単価契約 立哨監視警備 6h 9,480円 ほか	令和6年3月29日	本業者は、北九州港保安対策常駐警備委託業務（集中監視センター業務を含む）を受託している会社である。 本業務は、国際船舶・港湾保安法に基づき、保安区域での立哨・監視業務を行うものであり、警備業法では、集中監視センター業務を受託している警備会社からの指揮命令が、異なる警備会社の警備員に対しては認められない。よって、集中監視センター受託警備会社以外の警備会社へのスポット警備の委託はできないため、特命とするもの。	自治法 施行令第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	単価契約 予定総額 48,381,256円
北九州港港湾施設等管理運営業務委託	北九州埠頭株式会社	62,676,108	令和6年3月29日	令和6年度契約に向け指名競争入札を実施するため、令和6年1月に、本委託業務の参加者の有無を確認する公募を実施したが、応募者がなく、業務を履行できる者が当該事業者以外にいないことを確認した。そのため、北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱第10条第2項に基づき、特命での随意契約を締結するもの。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
ひびきコンテナターミナル管理運営業務委託	ひびきコンテナターミナル株式会社	246,941,112	令和6年3月29日	本業務はコンテナターミナルという特殊な複合施設を総合的に管理運営する業務である。そのため、受託者は港湾荷役を熟知し、ターミナルにおける荷役作業をコントロールするオペレーションシステムを有し、荷役機械、その他の専門性の高い機械・設備に精通したものでなければならない。 ひびきコンテナターミナル(株)（以下、HCT社）は、ひびきコンテナターミナル用に最適化したターミナルオペレーションシステムを所有しており、ターミナル供用開始以降、北九州港で同施設にしかない荷役機械等（トランスファークレーン等）の保守管理を行ってきた。 本業務は、同施設の運営に係る全体像はもとより、施設を構成する各要素の細部に至るまで熟知していることが不可欠であり、HCT社以外に遂行できる者はない。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局整備課		093-321-5961			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
改修（統合）奥洞海航路船舶安全管理業務委託（5）	公益社団法人西部海難防止協会	5,973,000	令和5年11月10日	本業務は、奥洞海航路の浚渫事業の実施にあたり、業務の安全と円滑な遂行及び付近の通行船舶の安全確保のため、工事に関する情報、通行船舶の情報、気象・海象等に関する情報を迅速に収集し、これらの情報を工事関係者及び通行船舶等に速やかに伝達するものである。 業務にあたっては、奥洞海航路の船舶航行状況を把握するとともに、安全管理業務に精通している必要がある。 公益社団法人西部海難防止協会は、九州及び山口県の一部沿岸水域における海上交通の安全に寄与することを目的に設置された公益法人であり、これまで洞海湾の新若戸道路工事における船舶安全管理業務を請け負うとともに、その他、九州・山口海域における安全管理業務の実績を数多く有している。 契約期間「令和4年10月13日から令和5年1月31日」までの同様の委託業務の公募を行った結果、同協会以外に応募を満たすものがいなかった。その後、調査したが、他に履行可能な業者を確認できない。 よって、随意契約としたものである。	自治法 施行令 第2号	5,973,000	
令和6年度脇之浦陸上生け簀管理業務委託	北九州市漁業協同組合	6,494,400	令和6年3月29日	脇之浦陸上生け簀施設は、響灘大水深港湾整備事業に際して、平成9年に本市と北九州市漁業協同組合が締結した覚書により、海面での一時保管機能の代替施設として、本市が陸上に生け簀を設置し、維持管理を北九州市漁業協同組合に委託しているものである。 陸上生け簀は、魚介類を取り扱うという特殊な施設であることから、管理をする者が魚介類の生態等を熟知していなければ、施設の利用状況にあった運転ができないこと等の理由から、施設の利用調整を含めた管理全般を利用者である漁業協同組合に一括して業務委託しなければ、その施設を適切かつ効率的に運用することが困難であると考えられるため、特命にて随意契約としたものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		港湾空港局 空港企画課		093-582-2308			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州空港滑走路延長事業PR業務委託	北九州エアターミナル株式会社	1,191,465	令和5年10月13日	北九州エアターミナル株式会社は、北九州空港の旅客・貨物ターミナルビルの事業主体であり、空港ビルの管理・運営業務を行っている。 本業務は、北九州空港ターミナルビル内において、1階エントランス階段広告、2階懸垂幕、展示パネルをそれぞれ制作し、その設置および撤去を行うものである。 北九州空港は24時間利用可能な空港であり、早朝から深夜まで航空旅客が利用している。そのような状況の中で、設置・撤去を行うにあたり、旅客が不在となる時間帯での作業が必要となることから、ターミナルビルを管理・運営している者でなければ実施ができないことから、当該事業者を特命するもの。	自治法 施行令 第2号	1,191,465	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号